

# 国際関連情報 Report from CMAC

# CMAC 会議 (2018年3月) 出席報告

みずほ証券(株) 市場情報戦略部 上級研究員 くまがい ごろう 京都大学経営管理大学院客員教授 **熊谷 五郎** IFRS 諮問会議副議長

# I. はじめに

2018年3月2日、ロンドンにおいて国際会計基準審議会(IASB)の資本市場諮問委員会(Capital Markets Advisory Committee、以下「CMAC」という。)が開催された。CMACは、世界各国の財務諸表利用者の意見を IASB に対して定期的にインプットすることを目的に創設された組織である。CMAC の会議は年3回ロンドンで開催されるが、そのうち1回は世界作成者フォーラム(Global Preparers Forum、以

下「GPF」という。)1との共同開催である。

IFRS 財団・IFRS 諮問会議(IFRS Advisory Council、以下「IFRS-AC」という。)が戦略的かつハイレベルな論点に関して IASB やIFRS 財団トラスティにアドバイスを行うのに対して、CMAC は財務諸表利用者の立場から、より専門的かつテクニカルな論点に関して、IASB に対してインプットを提供している。

3月2日開催のCMAC会議の議題は図表のとおりである。以下本稿では、「2. 基本財務諸表」、「3. 開示原則」、「4. のれん及び減損」、「5. 料金規制活動」について、詳しく報告する。

#### 図表 2018 年 3 月 2 日開催 CMAC 議事一覧<sup>2</sup>

番号	時間	議事
1	9:00- 9:30	IASB アップデート
2	9:30-11:00	基本財務諸表
3	11:15-12:15	開示原則
4	13:15-14:15	のれん及び減損
5	14:15-15:15	料金規制活動
6	15:30-16:15	CMAC の運営 【非公開セッション】

出所: IASB

<sup>1</sup> GPF は財務諸表作成者の意見を IASB に対して定期的にインプットする組織であり、CMAC と対をなしている。 CMAC 同様、年 3 回開催される。

<sup>2</sup> 当日使用された資料及び議論の様子は、IFRS 財団ウェブサイトの CMAC のページで閲覧、視聴が可能である。https://www.ifrs.org/groups/capital-markets-advisory-committee/#meetings

# Ⅱ. 2018 年 3 月開催 CMAC・議事 概要

## 2. 基本財務諸表

## 【論点と背景】

財務諸表の外において、「代替的業績指標 (Alternative Performance Measures、以下「APM」という。)」の開示が増加している<sup>3</sup>。 APM は、企業経営者が自社の業績をよく示すと考えている「主要な業績指標(Key Performance Measure、以下「KPM」という。)」の一部を構成すると考えられるが、こうした指標が財務諸表外で開示されているということは、経営者が、会計基準によって定義される業績指標では、十分に自社の業績を語ることができないと考えていることを示唆している。

IFRS では財務業績計算書(損益計算書)に 必ず表示すべき業績指標として、「収益(売上 高)」、「当期純損益」、「その他の包括利益の合 計|及び「当期の包括利益」の表示のみを義務 付けている(IAS 第1号「財務諸表の表示」第 81A 項・第82項)。ただし、企業の財務業績 の理解に関連性がある場合には、追加的表示項 目としてその見出し及び小計の表示を義務付け ている (同第85項)。この規定があるにもかか わらず、APM が財務諸表外で開示されている ために、IASB は KPM を財務諸表内に表示さ せるための新たな開示要求を検討中である。 IASB は財務諸表内に表示される KPM を「経 営者業績指標(Management Performance Measures、以下「MPM」という。)」と呼ぶこ とを検討している4。

本セッションでは、MPMの表示と調整表、MPMと整合的な調整後EPS、(企業のコア事業と)不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益の表示について議論された。

# 【CMAC における議論】

## MPM の表示と調整表

IASBは、MPMについて、財務業績計算書の小計としての表示又はIFRSで具体的に要求されている最も適切な小計又は合計への調整を義務付けるというアプローチを検討している。この結果、MPM及びその調整表は会計監査の対象となる。こうしたIASBのアプローチについては、筆者も含め賛成する声が多数であった。一部にMPMを損益計算書上に表示することは、利用者をミスリードする可能性があることを強く懸念する声もあった。

それに対して、筆者は「MPM は自社を語る 柔軟性を確保する目的で、財務業績計算書上の 表示を求めるというアイデアとして出てきたは ずである。MPM の表示を財務諸表内に求める にせよ求めないにせよ、経営者は必要に応じて APM として財務諸表外に開示を続けるのでは ないか。MPM として財務諸表内に開示するこ とを促して会計監査の対象とする。これによ り、APM として財務諸表外での開示を現状の まま放置するより、MPM という信頼性が高い KPM が提供されるので、そちらの方が望まし いと思う。」との意見を述べた。

また、APM の計算に比較的よく使われる調整項目である「リストラクチャリング費用」を IASB として定義すべきであるとの意見があっ

<sup>3</sup> これらは会計基準によって定義されていない指標であることから、Non-GAAP 指標、Non-IFRS 指標とも呼ばれる。

<sup>4</sup> その後、2018 年 4 月の IASB ボード会議において、IASB は、すべての企業に対し、経営者の見方で、利用者に企業の財務業績を伝える利益又は包括利益の指標(1 つ又は複数)を識別することを要求し、そのうち、IAS 第 1 号第 81A 項で要求される小計又は合計を補足する指標として経営者が識別したものを MPM とすることを暫定決定している。



た。それに対して、MPM をマネジメントの考 える真の業績指標とするためには、その調整項 目を含めて IASB はいかなる定義も加えるべき ではないとの意見もあった。

調整表の開示場所としては、常に注記とすべ きという意見があった。これは大量にデータを 処理するような場合に、開示場所が固定されて いた方が使いやすいこと、MPM から IFRS 指 標である小計への修正を財務業績計算書本表に 表示する場合、複雑になり過ぎることがあるた めである。

それに対して、財務業績計算書の直下に表示 されている方が利用者は調整表を見つけやす く、使いやすいという意見もあった。また、事 業セグメントごとに MPM がどう分解されるか も注記として開示を義務付けるべきとの意見が あった。

#### MPM と整合的な調整後 EPS

MPM と整合的な調整後 EPS の開示に関し ては、あまり議論する時間はなかったが、税効 果と非支配持分を調整後 EPS にどう反映させ ているか開示を求めるという IASB スタッフの 提案については、賛成の声が多かった。1名の 委員より、税効果と非支配持分の調整は、区別 して開示すべきとの意見があった。

# 不可分な関連会社及び共同支配企業に係る持分 法投資損益の表示

「不可分な関連会社及び共同支配企業の持分 法投資損益」と「不可分でない関連会社及び共 同支配企業の持分法投資損益」を財務業績計算 書において区別する、というスタッフ提案につ いては反対多数であった。反対論の主なものと しては、

● 不可分か不可分でないか、IASB がどのよう に定義したところで、ハイレベルな判断が必 要となり、経営者は最も見栄えのよい表示と なるよう裁量を働かせることができる。

- もし、ある関連会社への投資について、不可 分か不可分でないかの区分を企業が頻繁に変 更した場合、その投資成果の追跡、分析が困 難になる。
- 財務業績計算書の表示は、企業の支配が及ぶ 投資(すなわち、連結される範囲)を対象と して検討すべきである。企業の支配の及ばな い投資について、新たなカテゴリーを導入す べきではない。

# などがあった。

一方で少数ながら、不可分又は不可分でない 関連会社の区別は、投資家に有用な情報を提供 するという意見もあった。しかし、彼らもこの ような区別は実務的に困難ではないかという懸 念を示した。

筆者もスタッフ提案に反対で「基本財務諸表 プロジェクトは、そもそも基本財務諸表に関す る表示の問題に特化すべきてある。このような 区別を検討するのは、他の関連する個別の IFRS 基準の適用後レビューで行うべきであ る。」との意見を述べた。また同席していた IASB 理事の1人からも、基本財務諸表プロ ジェクトではなく、IFRS 第12号「他の企業 への関与の開示」の開示要求の見直しの時に検 討することが適切だと思うとのコメントが あった。

#### 3. 開示原則

#### 【論点と背景】

本セッションの目的は、ディスカッション・ ペーパー「開示に関する取組み―開示原則」 (以下「開示原則 DP」という。) へのフィード バックに関して、CMAC メンバーにブリー フィングを行い、次のステップへのアドバイス を求めることであった。特に、今回の CMAC では、

(a) 開示の問題点への対処

- (b) 5つのトピックの優先度
- (c) テクノロジーに係る論点

について議論された。CMAC における議論は、 2018年3月のIASBボード会議での参考にさ れるとのことであった。

## 【CMAC における議論】

# (a) 開示の問題点への対処

筆者は、「そもそも各 IFRS の開示要求は目的適合的に作られている。それが過剰な開示に繋がるのは、IAS 第1号に定義されている重要性の概念が適切に適用されていないからである。本来、財務報告は、有用で重要な情報を利用者に伝達する機会を提供するはずなのに、コンプライアンス目的で開示がなされている。IASBが単独で対処するのは困難な問題で、各国の開示制度を司る資本市場規制当局と協力する必要があるのではないか。」との意見を述べ、複数の委員が同様の見解を示した。

また、少数意見ながら「個別のIFRS 基準の適用後レビューに際して、それぞれの開示要求についてそれらが本当に必要かどうかIASBは再検討すべきである。」「毎年毎年、同じ説明が繰り返されるような開示は、有用な情報が提供されないので不要である。」などの声もあった。

しかし、そうした意見に対しては、「過剰な 開示の解消のために、個別の IFRS 基準におけ る開示要求が見直される結果、企業の情報開示 が後退することの方が問題である。」との反論 があった。

# (b) 5つのトピックの優先度

開示原則 DPで取り上げられている以下の5つのトピックについて、優先度を議論する予定であった。

- ① 開示すべき会計方針
- ② IFRS 基準が要求する情報の財務諸表外に おける開示

- ③ IFRS 基準によって要求されていない情報 の財務諸表内における開示
- ④ 開示媒体の様式
- (5) 会計方針の記載場所

本セッションで出た意見はこれらの優先度を 決めるというより、包括的指摘や、むしろ特定 のトピックに関わるコメントが多かった。

まず、包括的指摘として、財務諸表と開示の問題点を考える上で、5つのトピックはどれも重要なものばかりであり、IASBはそれぞれのトピックに関するガイダンス又は要求事項を提示すべきであるという意見があった。

次に、②については、IFRS 基準が要求する 情報が、例えば会社のウェブサイトなどで開示 されることにより起こり得る情報の断片化を懸 念する声があった。また同様に、財務諸表(基 本財務諸表及び注記)は会社の年次報告パッ ケージの最重要部分の1つであって、部分的に 切り出していろいろな文書、場所に分散開示さ れるべきではないとの意見もあった。

また、④に関して、例えばPDFの形式で財務諸表が開示される場合に、ハイパーリンクを用いて関連情報に誘導したり、基本財務諸表上の表示項目をクリックするだけで当該表示項目の内訳を示す表に移動できるようになると、開示の問題点が大きく改善するとの提案もあった。

#### (c) テクノロジーに係る論点

インライン XBRL による当局への財務諸表報告を義務付けた ESMA の決定は、欧州の投資家にとって財務情報入手の容易さを飛躍的に高めるだろうとの意見があった。またセルサイドの利用者は、コンピュータが財務諸表を読みこなせるように、自然言語処理ソフトウェアへの投資を加速しているとの指摘があった。

ブルームバーグ、ロイターなどのデータ供給 業者が正確な財務諸表のデータを確実にユー



ザーに提供できるように、IFRS タクソノミの 信頼性を確保することが重要であるとの意見が あった。

筆者は「テクノロジーの利用によって財務情 報の取込みが容易になる一方で、非財務情報の 重要性が増している。また財務情報と非財務情 報の境界がどんどん曖昧になってきている。開 示とテクノロジーの問題を考える場合に、こう したトレンドを総合的に考慮することが重要で ある。」との意見を述べた。

#### 4. のれん及び減損

# 【論点と背景】

本セッションでは、企業結合時における「識 別可能な無形資産の認識 | と IASB スタッフが 検討している「減損テストの新しいアプロー チ」について議論された。

「識別可能な無形資産の認識」という論点に ついては、以下の4つのスタッフ提案が議論さ れた。

- ① すべての識別可能な無形資産をのれんと区 別することで有用な情報が得られるか。
- ② このような無形資産の公正価値測定の信頼 性に対する懸念は情報開示の強化によって解 消することが可能か。
- ③ 耐用年数の確定できない識別可能な無形資 産をのれんに含めることによって有用な情報 が失われないか。
- ④ 無形資産を減耗資産と有機的に置き換えら れる資産とに分離して、減耗資産のみをのれ んと別個に認識することによって有用な情報 が失われないか。

現行の IAS 第36号「資産の減損」が要求し ている減損テストについて、各資金生成単位 (Cash Generating Unit、以下「CGU」とい う。) における自己創設のれんの価値の増加が 購入のれんの価値の減少を覆い隠すために、減 損認識が遅れ、減損金額が過少になる傾向が指 摘されている。また減損テストは、複雑でコス トがかかり過ぎるという不満の声が作成者から 広く寄せられている。そうした批判・不満に対 処するために、IASB スタッフは「ヘッドルー ム・アプローチ」という新しい減損テストのア プローチの開発を検討している。

「ヘッドルーム・アプローチ」とは、CGU ご とに、その回収可能価額と CGU 簿価を比較し、 回収可能価額が CGU 簿価を下回った場合に減 損を行うというアプローチである。

最初に行われた識別可能な無形資産の議論が 白熱したために、ヘッドルーム・アプローチに 当てられた時間は15分程度にとどまったが、 既に 2017 年 11 月、12 月にかけて行われた電 話インタビューにより、当該アプローチに関す る CMAC メンバーの意見は聴取済みのため、 識別可能な無形資産に関する議論を優先させて 会議を進行した。

#### 【CMAC における議論】

# 識別可能な無形資産の認識

まず企業結合時に「すべての識別可能な無形 資産をのれんと区別し認識することで有用な情 報が提供されるかどうか。」については、意見 が分かれ白熱した議論が繰り広げられた。

のれん及び識別可能な無形資産を区別して開 示することについては、財務諸表利用者にとっ て有用な情報を提供するという意見がある一方 で、無形資産の中には識別、測定にあたって高 度な判断を要するものがあり、仮にそのような 資産を認識したとしても、余りにも主観的であ り、有用な情報は提供されないという意見が あった。また、活発な市場における市場価格が 信頼できる場合に限り、当該無形資産を認識す ることによって有用な情報が得られるという意 見があった。

また、ある企業結合によって新たに価値が生 じるか価値が毀損するかを判断したり、M&A

のための資金調達に参加するか否かの投資判断を行う時点で、購入無形資産の価値に関する情報は通常入手可能ではない。したがって識別可能無形資産を区分して認識するにせよ、当該資産をのれんに含めて区分して認識しないにせよ、投資の意思決定には影響しないという意見があった<sup>5</sup>。

また銀行アナリストである CMAC 委員は、 企業結合によって生じた無形資産は自己資本規 制上のエクイティからの控除項目にあたり、単 に無視していると述べた $^6$ 。

また企業結合によって獲得された、耐用年数 を確定できない識別可能な無形資産を「のれ ん」に含めるというスタッフ提案について、そ うした取扱いが有用な情報を提供するかについ ては意見が分かれた。

# 減損テストの新しいアプローチ

この論点については、時間の制約から筆者を含む3人の委員のみが発言し、3人ともこのアプローチについて強い懸念を示した。ただし、IASBスタッフによれば2017年11月~12月に実施されたCMAC委員との個別電話ヒアリングでは、過半数のCMAC委員が「ヘッドルーム・アプローチ」を支持したとのことであった。

筆者は「このアプローチによって、現行の減損テストより、減損認識のタイミングが早まる可能性があることは理解した。しかし、購入のれんは買収時に確定された価額であるのに対して、CGUの回収可能額は、経営者に自己創設

のれんの価値を推定することを求めるものでありその信頼性には疑問がある。またコンセプトやプロセスが複雑で分かりづらく、コストに見合う効果が期待できるのか。無理にこのような複雑なアプローチを導入するくらいなら、のれんの償却を再導入する方が費用対効果は高いのではないか。」という見解を表明した。

また別の委員からは、「このアプローチは会計基準が禁じている『自己創設のれん』の裏口導入のようなもので到底賛成できない。」という意見や、「回収可能額の推定が経営者の主観に依存するために、減損テストがさらに裁量的かつ操作可能になる懸念がある。」などの意見があった。

# 5. 料金規制活動

# 【論点と背景】

多くのIFRS採用国において、電力・ガス等の公益事業では料金が規制されており、それ故に特有の会計上の論点がある。そうした問題に対応するために、IASBは現在「料金規制活動」に関する会計モデルを開発中である。本セッションでは、IASBが開発中のモデルについての暫定的な開示要求の有用性について議論された。本セッションにおける論点は、

- IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」における開 示目的を出発点として、現在検討中の規制料 金活動モデルの開示目的の開発を目指すのは 適切か。
- •新しいモデルの暫定的な開示要求は有用か。
- 料金規制活動に関するすべての情報開示を財

<sup>5</sup> 筆者はこの議論に加わることができなかったが、このコメントはフェアではないと考えている。ある会社への投資の意思決定は、企業結合時のみに行うのではなく、その後の業績、財務状況、及びバリュエーション (株価)に基づき割高か割安かを判断することもある。むしろそういうケースの方が多いのであって、企業結合時に識別可能な無形資産の情報が入手可能でないなら、意味がないという意見は偏った見解であると思う。

<sup>6</sup> 筆者はこのコメントもフェアなコメントではないと思う。IFRS 第3号は銀行のみについて定めた会計基準ではない。自己資本規制に関わる情報開示と財務状況・業績に関わる情報開示は目的が異なる。ただし、筆者自身も銀行のアナリストの経験があるが、銀行アナリストが、投資判断に係る意見形成にあたり、財務諸表よりも自己資本規制に関わる情報の方をより重視していることには同意する。



務諸表内に限定すべきか。 の3点であった。

## 【CMAC における議論】

#### 開示目的

IFRS 第 14 号における開示目的を出発点に して、新モデルの開示目的を開発することに関 しては、支持する声が強かった。現在、料金規 制活動に関する情報は、様々な場所、媒体に分 散されて開示されており、同じことが違う言葉 で説明されていたりする。このため料金規制活 動について、首尾一貫して統一的な開示を望む 意見があった。

# 新モデルの暫定的な開示要求の有用性

「規制環境、企業と料金規制当局との関係な ど料金規制活動に関わる規制の内容に関する情 報開示は、料金規制業種の企業の作成する財務 諸表を理解するには必要不可欠であり、開示要 件に含まれるべきであるとの意見があった。ま た規制料金算定にあたっての主な仮定やイン プットも非常に重要であり、開示要求に含まれ るべきである。」との意見があった。また「制 度の改正があった場合には、そうした変化と企 業財務・業績への影響の開示を義務付けるべき である。」との意見もあった。

また1つの会社が、料金規制活動と非料金規 制活動を営んでいる場合がある。そのような場 合には、それらを区分開示した方が、規制料金 当局が料金規制活動に関わる設備投資に対して 設定している利益水準についての示唆が得られ るとの意見があった。このコメントをした委員 によれば、こうした情報は、現在非 GAAP 情 報としてのみ開示されているとのことで あった。

また規制業種に関しては、当局に対する報告 目的で財務諸表を公表している場合がある。そ のような場合に IFRS に準拠した財務諸表との 調整表の開示を義務付けるべきであるとの意見 があった。

# 料金規制活動に関するすべての情報開示を財務 諸表内に限定すべきか

財務諸表の完全性と理解可能性という観点か らは、料金規制に関わる情報をすべて財務諸表 内の注記として開示すべきであるという意見が

それに対し筆者は「そのような情報をすべて 注記に書き込むと注記が膨大になるのではない か。注記開示は必要最小限に留める方が読みや すいと思う。料金規制活動に関わる説明と財務 諸表とは、年次報告書等の1つの開示文書で、 相互参照を用いながら統合的に開示されること が望ましい。そのような開示により、料金規制 活動に関わる情報へのアクセスが容易になり、 財務諸表によって提供される情報と併せて総合 的な投資判断を行うことができる。また規制当 局との主な合意事項については、『経営者によ る説明 (Management Commentary)』で開示 して欲しい。」との意見を述べた。

# Ⅲ. おわりに

基本財務諸表、開示原則については、国際的 に財務諸表利用者の関心が高い問題で、今回の CMAC においても活発な議論が行われた。 し かし、よりテクニカルな各論レベルへと IASB における検討が進むにつれて迷走している印象 があるのは残念である。これらの論点は財務諸 表利用者が主体的に関与することが可能なプロ ジェクトであり、CMAC 委員として今後も積 極的に意見発信を続けていきたい。

また IAS 第36号の要求事項である現行の減 損テストは、のれんの減損の認識に関して「遅 すぎて過少である」という批判が絶えない。し かし、現行の減損テストを改善するものとして 検討されている「ヘッドルーム・アプローチ」 に対しては、筆者を含め3人の委員から強い懸 念の声が聞かれていた。IASBスタッフと CMAC委員1対1での電話による意見交換で は賛成が多数であったと説明していたが、今回 のCMAC会議では議論する時間が限られてい たという事情もあるにせよ、IASBスタッフの 説明は筆者には強い違和感が残った。

なお次回の CMAC 会議は GPF と合同で、6 月 14、15 日に開催される予定である。